

輝か!!石尾っ子

～子ども・家庭・地域・学校 みんなつながる～

第 8 号

令和5年12月22日

2023年を振り返って

今日で2学期が終わりです。みんなにとってどんな2学期でしたか？タイトルの『輝け!!石尾っ子』の通り、石尾っ子の持っているパワーを実感する2学期だったと思います。行事ではみなさんが仲間と意見を出し合いながら、そして時にはぶつかることもありながらも、なんとか協力して成功させることができました。特に体育大会の団対抗応援合戦では、みなさんの団結力を見せてもらいました。新年が気持ちよくスタートできるように、みんなにがんばって欲しいことを書いておきます。

すぐできる「3つのチェック」項目

- ① 制服をきちんと着用する。(服装を正すと心も正されます)
- ② 時間を守る。(朝の遅刻を減らす、チャイム着席をする)
- ③ きれいな学校にする。

(ゴミのポイ捨て、教室のゴミを自ら拾う、黒板をきれいにするなど)

そして、クラスでも行ったかもしれませんが、今年を漢字一字で表すとどんな漢字になりますか？公益財団法人日本漢字能力検定協会が、漢字の奥深さと意義を再認識する活動の一環として、毎年年末に今年一年の世相を表す漢字一字とその理由を全国から募集しています。今年は12月12日(火)に「今年の漢字」が発表され、2023年の第1位は「税」でした。過去に「税」が「今年の漢字」のトップ20にランクインしたのは1997年(18位)、2013年(16位)、2014年(1位)、2019年(10位)の4回でした。いずれも消費税が話題の中心でしたが、今年は、様々な種類の税について触れられていました。2位以降では、「戦」「争」が昨年に引き続きランクインしました。一方で、夏の平均気温が統計開始以来最高であったことによる「暑」「熱」や、WBC(ワールド・ベースボール・クラシック)や阪神タイガースの優勝、大谷翔平選手の活躍など、野球関連「虎」「球」「翔」「侍」があったそうです。

「税」 (ゼイ・セイ/みつぎ)

【意味】 みつぎ。ねんぐ。ぜいきん(税金)。「納税」

出典：(公財)日本漢字能力検定協会発行『漢検 漢字辞典 第二版』・Webサイト「漢字ペディア®」



冬休み、トラブルに巻き込まれないよう注意すること

昨日の2限目の集会にて、堺少年サポートセンターの方にもお話をいただきました。せっかくの楽しい冬休みを送るためにも注意してください。

- クリスマス、お正月があります。お金の所持や使い方には十分注意しましょう。
- 喫煙、飲酒、危険ドラッグなど、絶対に手を出さないようにしましょう。
- SNSに動画や画像の投稿によるトラブルを起こさないように十分注意しましょう。一度上がった動画や画像は一生消せません。明るい将来のために気をつけましょう。
- 大阪府青少年健全育成条例より（夜間営業を行う施設への立ち入り制限等）



第二十四条

- 一 十六歳未満の者 午後七時(保護者が同伴する場合その他規則で定める場合にあつては、午後十時)から翌日の午前五時まで

(保護者の努力義務)

第二十五条 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 一 十六歳未満の者 午後八時から翌日の午前四時まで

「大麻グミ」等大麻成分入り食品の危険性

みなさんもニュース等でも知っていると思いますが、大麻由来の成分が含まれる「大麻グミ」を食べたことにより、健康被害を訴える人が相次ぎ、救急搬送される事案が発生しています。この「大麻グミ」に含まれる成分「HHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキソール）」が、医薬品医療機器法の指定薬物に指定され、12月2日から規制対象となり、所持・使用・販売が禁止されることとなります。「大麻グミ」以外にも「大麻チョコレート」「大麻クッキー」「大麻キャンディー」等の食品も販売されており、これらの中には違法成分が含まれている物もあります。今回、「大麻グミ」に含まれる上記成分が規制対象となりますが、新たな成分を含む食品等が流通するおそれもあり、中学生間での流行も懸念されています。違法成分の含有にかかわらず、身体に悪影響を及ぼすおそれが認められる「大麻グミ」などの食品等は危険です。興味本位で購入したり、口にしないでください。

【大麻取締法が変わるニュース】

大麻草原料の医薬品の利用を認める改正大麻取締法が6日の参院本会議で可決、成立した。2024年にも施行する。使用罪も新たに創設し、乱用対策を強。

使用罪は主に若年層による乱用への対策として7年以下の懲役刑も規定する。22年には大麻関連の検挙人数の約7割が30歳未満だった。現行法では大麻の所持や栽培の禁止にとどまっていた、使用を罰する規定は無かった。

従来の部位による規制から成分の有害性に応じた規制へと変わる。有害成分であるテトラヒドロカンナビノール（THC）は規制対象となる。

※年末年始の学校の閉庁日期間（12/29（金）～1/3（水））